

令和2年度

安城市補正予算書



## 第43号議案

### 令和2年度安城市一般会計補正予算（第1号）について

令和2年度安城市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,580,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,680,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年5月1日提出

安城市長 神谷 学

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 国庫支出金		8,718,589	278,500	8,997,089
	10 国庫補助金	2,448,346	278,500	2,726,846
70 県支出金		4,218,859	302,500	4,521,359
	10 県補助金	1,561,282	302,500	1,863,782
85 繰入金		5,163,647	936,000	6,099,647
	10 基金繰入金	5,163,646	936,000	6,099,646
99 市債		4,077,000	63,000	4,140,000
	5 市債	4,077,000	63,000	4,140,000
歳 入 合 計		72,100,000	1,580,000	73,680,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		5,770,094	30,000	5,800,094
	5 総務管理費	4,501,153	30,000	4,531,153
15 民生費		25,600,055	277,000	25,877,055
	10 児童福祉費	12,781,387	277,000	13,058,387
20 衛生費		6,632,957	3,000	6,635,957
	5 保健衛生費	2,858,013	3,000	2,861,013
25 労働費		89,924	100,000	189,924
	5 労働諸費	89,924	100,000	189,924
35 商工費		877,270	745,000	1,622,270
	5 商工費	877,270	745,000	1,622,270
45 消防費		2,164,433	15,000	2,179,433
	5 消防費	2,164,433	15,000	2,179,433
50 教育費		13,092,932	410,000	13,502,932
	10 小学校費	2,030,150	410,000	2,440,150
歳 出 合 計		72,100,000	1,580,000	73,680,000

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎改修事業	851,000 千円

### 第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校校舎改修事業	千円 230,000	普通貸借 又は 証券発行	% 4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該利率見 直し後の利率)	政府資金につい ては、その融資 条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 と協定するもの による。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、又は繰上 償還若しくは低 利に借換えする ことができる。	千円 293,000	左に同じ	% 左に同じ	左に同じ